

- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一人以上。
- 三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五十四条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - 三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び介護サービスの利用者数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定施設入居者生活介護事業者は、常に一

- 以上の指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型指定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。
- 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設その他の職務に従事することができるものとする。
- (管理者)
- 第九十二条の五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 第三款 設備に関する基準
- (設備に関する基準)
- 第九十二条の六 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附風の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建

建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 指定特定施設は、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。
 - 一 居室は、次の基準を満たすこと。
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。
 - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ハ 地階に設けてはならないこと。
 - ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによるとともに、非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第二百五十七条第一項から第七項までに規定する設備を備えることをもつて、前各項に規定する設備を備えているものとみなすことができる。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第九十二条の七 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第九十二条の九の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託

- 居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

- 第百九十二条の八 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

- 第百九十二条の九 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 外部サービス利用型指定特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 入居定員及び居室数
 - 四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
 - 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
 - 七 施設の利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 その他運営に関する重要事項

（受託居宅サービス事業者への委託）

- 第百九十二条の十 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に対して、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業者に対して、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。
- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型

- サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第九号）第九條に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護を提供する事業者と、第一項で定める方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、第四項に規定する事業の開始に当たって契約を締結する受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項で定める方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
 - 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
 - 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- (記録の整備)
- 第九十二条の十一 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業員、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 特定施設サービス計画
 - 二 第九十二条の八第二項に規定する受託居宅サービス事業者等から受けた報告に係る記録
 - 三 第九十二条の十第八項に規定する結果等の記録
 - 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 七 次条において準用する第八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 八 次条において準用する第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 九 次条において準用する第九十条第三項に規定する結果等の記録
 - 十 施行規則第六十四条第三号に規定する書類
- (準用)
- 第九十二条の十三 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三十三条、第四十条、第七十九条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条、第九十条及び第九十一条の規定は

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第九十四条 (略)

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第七条第十七項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第九十四条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合には、次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づき専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項
- 二 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八条第一項
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十一条第一項

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十六条 (略)

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもつて、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十六条 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定福

宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 5 (略)

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第九十九条 (略)

一 四 (略)

五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるときにも、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(専門相談員の員数)

第二百五条の二 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」とい

う。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき専門相談員(基準該当福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者)を以下この節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七十九第二項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する専門相談員の員数を満たすことをもって、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第九十三条、第九十五条、第九十六条並びに第四節(第九十七条第一項及び第九十五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種類」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第

福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 5 (略)

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。

2 3 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第九十九条 (略)

一 四 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第九十三条から第九十六条まで並びに第四節(第九十七条第一項及び第九十五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与(基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。)の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種類」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中

十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針

(基本方針)

第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(専門相談員の員数)

第二百八条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるいづれかに基づく専門相談員の員数を満たすことをもつて、前項に規定する専門相談員の員数を満たしているものとみなすことができる。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項
- 二 指定福祉用具貸与事業者 第九十四条第一項
- 三 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項

第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百十條 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を受けて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業

「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項、法第五十三条第四項により準用する場合を含む。」の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならぬ。

(販売費用の額等の受領)

第二十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第二十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

二 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該指定福祉用具のパフレットその他の当該指定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二十四条 専門相談員を行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該指定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる

場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

五 居室サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(記録の整備)

第二百十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 第二百十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第九十八条並びに第二百条から第二百四条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「専門相談員」と、第十条中「以下同

じ。）」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附則

第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第二百二十四条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。

第十条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第七十七条第三項又は第九十二条の六第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一〇四（略）

附則

第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第二百二十四条第五項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第六項の規定は適用しない。

第十条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第七十七条第二項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

一〇四（略）

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）
 （第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節又は第六節（第四百四十条の四第六項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四百四十条の四第六項第一号ロ(2)の規定を適用する場合には、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>附 則 第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節又は第六節（第四百四十条の四第五項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四百四十条の四第五項第一号ロ(2)の規定を適用する場合には、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三百三十九号）
 （傍線の部分は改正部分）
 （第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第四項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合には、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。</p>	<p>附 則 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第三項第一号イ(4)(i)の規定を適用する場合には、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。</p>

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 基本方針</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	<p>第一章 基本方針</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下第三条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第三条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 1 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わな

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる法第七十九条第二項第二号に規定する介護支援専門員であつて常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第三条 (略)

2 1 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第三章 運営に関する基準

(受給資格等の確認)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わ

なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項（法第五十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）又は居宅支援サービス計画費（法第五十八条第二項に規定する居宅支援サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額又は居宅支援サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2・3 (略)

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十二条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 (略)

一〇三 (略)

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五〇八 (略)

九 介護支援専門員は、原則として、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催しなければならない。

イ 居宅サービス計画を新規に作成した場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ハ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態の区分の変更の認定を受けた場合

十〇十二 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 (略)

一〇三 (略)

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五〇八 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

十〇十二 (略)

十三 (略)

イ (略)

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

一〇一 (略)

十五・十六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないよう

十三 (略)

イ (略)

ロ 少なくとも三月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合
又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合

一〇一 (略)

十五・十六 (略)

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八・十九 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないよう

しなければならぬ。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならぬ。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならぬ。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者における趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならぬ。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法百十五条の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、当該委託を受けて行う指定介護予防支援を提供する利用者の数の上限を、介護支援専門員一人につき八とするとともに、その業務賦等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならぬ。

しなければならぬ。

二十一 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者における趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならぬ。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費をいう。）として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならぬ。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならぬ。

（利用者に関する市町村への通知）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項（法第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス費をいう。）として位置付けられたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならぬ。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならぬ。

（利用者に関する市町村への通知）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けて

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)(までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)(の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居

いる利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
一 正当な理由なしに法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 (略)

(苦情処理)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第四項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2・4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6・7 (略)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十条 第一章から第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)(までの規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)(の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項(法第五十八条第

宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)(が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)(とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

四項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)(又は居宅支援サービス計画費(法第五十八条第二項に規定する居宅支援サービス計画費をいう。以下同じ。)(が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)(とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額又は居宅支援サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額又は法第五十九条第二項に規定する特例居宅支援サービス計画費の額」と読み替えるものとする。